

令和7年度第5回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日（金）午後3時30分から4時40分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（13人）

会長 13番 加藤 秀信

会長職務代理者 2番 田川 幹雄

委員 1番 吉村 智和 3番 田嶋 睦

4番 川崎 善徳 5番 江川 直美

6番 塚田 倫一 7番 石谷 吉昭

8番 中嶋 豊美 9番 田崎 正實

10番 石田 継治 11番 堀川 治夫

12番 炭田 学

4. 欠席委員（1人） 14番 朝倉 雪

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明願について

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第4号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について

第6 その他

(1) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央 局長補佐 藤井 恭代

主査 板東 裕美 主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇開会宣言	
事務局	定刻となりましたので只今より、あわら市農業委員会定例総会を始めます。 定例総会の開会に当たり、加藤会長からご挨拶をいただきます。
◇会長あいさつ	
【会長 あいさつ】	
◇定足数の確認	
事務局	本日の出席状況を報告。 委員総数24名中、本日の出席委員は21名で、農業委員総数14名の過半数の出席なので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立します。
◇業務報告	
事務局	続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。 (業務報告) 以上でございます。 以降の進行は、加藤会長にお願いいたします。
◇議事録署名人の指名	
議長	日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、3番・田嶋委員、4番・川崎委員の両名にお願いいたします。
◇議 事	
議長	続きまして、日程第5 議事に入ります。
◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番、番号2番について、1番 吉村委員お願いいたします。
1 番	番号1番、2番について、事務局の説明通り問題ないと思われます。以上です。
議長	これらの案件についてご質問はありませんか？
12番	ちょっと聞いていきたいんですけども、1番の譲渡人の畑は153㎡、譲受人は585㎡になっているんですけども、申請地の畑が1589㎡ということになっています。2番目についても、同じような形で4431㎡というふうになっていますが、ここへの関係がちょっとよくわからないので、もう少し教えていただけないでしょうか？
事務局	耕作面積につきましては、現在耕作されている農地の面積を記載しております。 申請地の面積につきましては、これから譲り受けられて耕作される予定の面積を記載しております。ですので、現在の耕作面積に所有権を取得された後は、1番ですと畑の585㎡に所有権取得された場合は、1589㎡が増えるというふうになります。
12番	もうちょっと教えてください。1番の〇〇さんは585㎡を元々耕作

	されておられると。で、〇〇さんは153㎡を譲り受けて、〇〇さんにお渡しすると。結果として一筆になったものなのか1589㎡という数値になるんですけど、〇〇さんはもともとからその、275字67番には畑地を持っていて、それに追加で153㎡が入るということで理解してよろしいですか？
事務局	〇〇様の153㎡の畑の耕作面積につきましては、現在、〇〇様が自作されている畑の面積でございます。ですので、この面積はもうこのまま変わりません。ただ、変わるのは〇〇さんが今経営されて耕作されている面積、田10041㎡、畑585㎡は〇〇さんが、現在経営で耕作されている面積となっています。
12番	そうすると、ここに申請人のこの畑とか田んぼとは関係なく北潟275字67番というものが1589㎡あって、これを譲り受けるという、譲渡するということになるんですかね？
事務局	はい、おっしゃる通りでございます
12番	わかりました。そしたら下のことも同じで、赤尾43字56番の畑が4431㎡あって、これが〇〇市の〇〇さんを持っておられるんですけど、それを〇〇さんに譲るという形で理解してよろしいでしょうか。
事務局	はい、その通りです。
議長	他にご質問ありませんか？
	(質問なし)
議長	他にないようですので、採決にはいります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」許可する事に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員です。よって、許可相当と認めます。
◇議案第2号 現況証明願について	
議長	次に、議案第2号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明ですが、番号1番については12番 炭田委員お願いします。
12番	1番についてはここに書かれていますように、平成12年に自動車販売所が廃業したということで、2000年に廃業ということで、20年経ったということと、〇〇さんという行政書士からの申請いただいているが、その申請書の中身としては、事務所とか土地登記事項証明書、地図、公図、現状図、現場写真、20年から以外になった証明できる客観的資料というものがございましたので、承認させていただきました。
議長	ありがとうございました。次に番号2番について、3番 田嶋委員お願いいたします。
3番	2番につきましては、事務局の説明の通り、長年ここは水田として活用されていなかったというようなことなので、問題はないかと思われます。以上です。

議長	次に、本件について本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、3番 田嶋委員に調査結果の報告をお願いいたします。
3番	本日9時から私と川崎委員、江川委員と事務局の4名で現地確認いたしましたところ、事務局の説明通り問題はないと思われます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは、この案件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ないようですので採決に入ります。議案第3号「現況証明願について」非農地と判断することを承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員です。よって、承認することといたします。
◇ 議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	
議長	次に、議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	本案について、ご質問はありませんか。
	(「議長」の声あり)
議長	はい、どうぞ。
7番	この4番、5番の〇〇〇〇さんにお貸しすることにつきましては、今までの農業委員会でも、みんな了解してきているので、どうのこうの言うつもりはないんですけども、一度、県の農林水産部と廃棄物対策課に確認をすると、農林水産部はあそこで作ってる汚泥の肥料をリサイクル品として認めているんですけど、廃棄物対策課は認めてなんですね。 実際、もうすでにたくさんやっぺらっぺらしていますし、自分のところで作ったものを畑にまいているわけです。一度確認をしていただきたいの、下水汚泥とかそういうものを持ってきて、もみ殻と混ぜているだけで、重金属を一切取ってません。 ですから、このままずっと続けていると、重金属が畑にたまりますので、それを我々が食べる形になるので、この辺の確認だけを取っていただかないと、最終的に農業委員さんがその辺の責任を取れるのか、という形になると思うんです。 いろいろありましてね。下水道の処理だけでなく、いろんなものを処理されているので、実際、丸岡にある工場を確認すると、重金属を取れる機械は一切入っていないんですよ。 この辺は1つ確認をしておかないと、ここにおられる方々に弊害が出てくることはないと思うんですけど、我々の子供・孫に影響が出てくる可能性が十分ありますし、安全でないものを販売する形になっちゃうので、これはちょっと確認だけは必要だと思うんですよ。 ということで、意見だけ述べさせていただきます。

事務局	はい、すいません。私もちょっと不勉強でちょっとよくわかってなかったんですけども、〇〇〇〇さんのところのことも、よく調べさせてもらいまして。共有しまして、確認できるところはさせていただきたいと思っております。また次回ご報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
7 番	多分、皆さんが言ってもわからんと思うので、市でいう廃棄物関係をやってらっしゃる部門と一緒に行っていただく。一番いいのは県にも立ち会いをもらうと一番いいと思います。
事務局	はい、ありがとうございます。ちょっと廃棄物担当課とも共有して対応したいと思います。
12番	初めてこの話を伺ったんですけど、産業廃棄物を肥料と偽って、偽ってといったら語弊があるかもしれませんが、それを捨て場として使っているということが、以前にそういう問題として話題が出ているのであれば、なぜそのときにそういう問題に対する〇〇〇〇さんのやっていること自身が正しいかというのを、実走者も含めて以前からやっていなくて、今回また追加でそういうふうな議題にのってくる、こういう議題に載せるからには、以前の問題も含めて、こういうふうな問題があったので、大丈夫でしたよということを確認のうえで、ここの議案に載つけるべきではないかな、というふうに思うんですけど、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。
7 番	多分ですね、〇〇〇〇さんが始めた頃は、県のホームページに廃棄物を利用したリサイクル品っていうことで、害がないというふうにもうたってあるんですよ。 多分、農業委員会としては了解をしたんだと思うんですけど、実際、工場を確認すると重金属を取る部分、機械というのが一切ない状況にあるということで、県に確認をしたら、廃棄物対策課は反対したけど、農林部が許可を出したということなので、その辺はちょっと我々にもわからないし、逆に言うと我々は今期の農業委員ですけど、前の農業委員さんについてはやっぱり県のホームページ、そういうふうにちゃんとリサイクル品ということに載っていれば、了解すると思いますね。だからそこまで逆に言うと、本来であるならば自社の汚泥とか、そういうものを使って肥料としてする場合っていうことになれば、本来なら確認をするべきだと思います。あくまでも県が許可を出してるから問題ないよっていうことで納めるのか。 実際、許可を出す農業委員が確認をするかという形になると思うんですけど。

12番	そうだと思いますし、汚物というものを肥料にするというのは、全国的にもいろいろやられている事案がありましてね、そこについては、その汚物で作られた肥料というものを科学分析して問題ないんだよということを、ちゃんと業者が説明して、それで市販するという形をやられているというふうな形。JAなんかはそれでも使っているのかどうかということについては、慎重に検討しているような形を聞いたことはありますけれども、今回のこの〇〇〇〇さんのところは、そういう得られた肥料というものに対する化学分析というのは、どういうふうにやられて、高塚とか山十楽、清王に蒔くということに対して、蒔くということは、商売に形になるわけですから、それで問題ないんだという商品としての問題ないんだという補償をどういうふうな形でやられているんでしょうか。逆に言ったら、そのマテリアルなとかというふうな形の中で、作られたものが最終的に大丈夫なんだということを証明する必要があると思うんですけど、そこら辺のところはどういうふうな確認をされているかを教えていただきたいと思います。
事務局	〇〇〇〇さんにつきましては、建設汚泥を使ってリサイクル材を使っているところっていうところまでと、県がそれを認可しているっていうようなことの情報まではわかっていたんですけど、今言われるように、重金属云々の話は今聞いたものですから、そこまでの詳しい内容をこちらが調べているかというところではないので、終わった後にでも、もう少し確認をさせていただきます。先ほど言った通り、廃棄物うちは生活環境課となりますので、そこと県の方にも情報を得て、調べたいと思っています。
12番	皆さんの意見を聞く前に、そこがわかってから判断した方がいいのではないかな、というふうに思いますが、いかがでしょうか？
事務局	そこも含めてもう一回確認させていただきます。今のその肥料をここで使うのかどうかというの、確認しないと分からないと思いますので、それも一回調べてからあもう一回、次の回の時にこのご報告をさせていただきます。
12番	よろしくお願いします。
朝倉推進委員	私、〇〇地区なんで我が地域なんですけど、これは新設ですか？それとも更新ですかね？
事務局	こちらには契約内容が新規となっておりますが、中間管理事業を使うという意味で新規です。実際のところは、今まで相対という契約の方法でやってまして、今年、契約期間が切れまして、今年の春から賃借権の設定につきましては、農地法3条を使うか農地中間管理事業を使うかの二択になりまして、〇〇〇〇さんとかは農地法3条と中間管理っていうのを今までしてこなかったということもありまして、遅くなったんですけど、土地をそのまま借りると、実際は契約の更新という形になります。
朝倉推進委員	多分、2筆っていうことで、今はそばを作ってるのかなと思うんですけど、時折、雑草でボサボサになるんで、そこら辺も含めて、もうちょっと管理をお願いしたいということでお伝え願えたらありがたいです。

事務局	そちらにつきましては、また〇〇〇〇さんの方に話しさせていただきますので、よろしくお願い致します。
議長	他にご質問ありませんか？無いようですので、それでは9月利用権分について、1番から3番までの意見なしとすることに、賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	全員賛成です。意見なしと決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。並びに〇〇〇〇さんの件はまた来月調べていただいて議案といたしますので、よろしくお願い致します。
◇議案第4号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について	
議長	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	本案について何かご質問ありませんか？
4番	言葉だけの問題かと思うんですけど、6ページ目の「リ」の土地改良施設の有する機能に与える影響ということで、下水は良いとして、雨水については、東側の農業用排出に放出する計画であると。という記述しかここでは書いていないんですが、問題はその流出率が高くなることによって、排出するに一時的に大きな水が流れて排出するに支障を及ぼすということが困るわけなので、9ページ目の図面を見ると、調整池が400㎡あるんですが、右下の※の2番目のところに下流域の流量計算によつては、調整池の大きさに変更がありますということですから、まあ、勝手に小さくされると、400㎡が適切かどうかはわからない。チェックされているかどうかを確認したいんですね。 このあたりがちゃんと保証されるということが前提にこの「リ」が成り立つわけですので、そのあたり確認してはどうかと思います。
事務局	ありがとうございます。県の方にも、事前にこの図面とみてもらっているというところもあるんですが、また書く認させていただきます。
7番	今の質問に対してなんですけど、この〇〇地区、〇〇地区、この辺は、一番最初に水がつくところなんです。排水が追いつかないと田んぼに水が全部入りますので、この辺、本当に確実に確認を取ってもらおうということと雨水等が流れる場合に完全に油水分離層があって、排水路に流れないかという確認もしっかりしてもらわないと。そのまま流されたのでは、特に自動車修理業なので、オイル等が流れる可能性があるんで、この辺の確認だけはしっかりしていただきたいというふうに思います。 今のこれ、〇〇排水場に全部流れてくるので、この辺の〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、この辺が一番最初に水つくんですよ。田んぼが水浸しになるので、そこへそういうものが入ると非常にあれなので、その確認だけしっかりお願いします。 それと地域の農産物を使って、いろんなことをやると色々書いて

	ありますけど、正直な話、自動車修理工場で決算やったって、年に2回、もうよくやっても3回ですわ。こんなものは全然問題にはならないと思います。机上論だけだと思うんですけど。 農業者を使うということについては、3分の1をいけばいいので、それはいいですけど、この辺、もうちょっと確認するとか。例えば、農業委員としてこれぐらいの売り上げを見込むとか、例えば買ってもらうだけじゃなくて、自動車会社が農業者から買って、来ていただいたお客さんに、こんなこと言うとかあれですけど、無料で配布するとか、それだけの農産物が動くとかいうかいうようなことを、もうちょっと強めに言わないと、机上論だけで終わるということだけがないようにしていただきたいなというふうに思います。以上です。
事務局	こちらについても協議というか、また話し合いさせていただこうと思います。ありがとうございます。
12番	東側ですかね、16字の方に排出するというふうな形になっているんですけど、私どもの地域でもガソリンスタンドがあって、洗車すると、洗車のものが排水路に流れてくるということが雨水と混ざって流れてくるという形が頻繁に起きます。というのは、屋根がないから洗車したのも全部流れてくるで、それが農業排水の方に雨水という名前を変えてくるということがありますので、この場合もそういうふうな形で雨水だから排水するというふうな考え方をしてはいるんですけど、決して雨水だけではないということも含まれたときに、どういうふうに田んぼに対する影響が起きるのかということ、ぜひもう一度確認いただければなと思います。
事務局	ありがとうございます。こちらについても確認させていただこうと思います。ありがとうございました。
議長	他にご質問ないですか？
	(質問なし)
議長	質問がないようですので採決に入ります。 議案第4号農業農業振興地域整備計画学校農用地利用計画の変更について賛成の方の挙手を求めます。
	(賛成多数)
12番	賛成全員じゃないんです。今確認してくださいということで、一応手を挙げませんでしたので。
議長	賛成多数。よって決定することといたします。
◇報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について	
議長	次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について	
議長	次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について」事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。
◇ その他	
議長	次に、その他の (1)その他について事務局の説明を求めます。
	【(1)事務局説明】
議長	他にございませんか。
◇ 閉 会	
議長	他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を閉じます。 慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

令和7年8月25日

議 長

委 員

委 員